

令和7年第12回

君津市農業委員会議事録

令和7年12月2日（火）

令和7年第12回君津市農業委員会議事録

日 時 令和7年12月2日（火）午後3時45分から午後4時44分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎川正幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第12号から議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第17号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年12月）について

日程第6 報告第 1号から報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 4号から報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	内海	孝夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	石和田	勉	8番	重田	弘巳
9番	小泉	春水	10番	齊藤	昇
11番	重田	忠男	12番	長谷川	貢
13番	鈴木	隆	14番	石井	和美

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長
事務局次長
主査
副主査

安田 禎則
永 鷲 一環
占部 和裕
古市 和也

◎開 会

(午後 3 時 4 5 分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和7年第12回君津市農業委員会の総会を開会し、会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、君津市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

14番、石井和美委員、1番、内海孝夫委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第11号

議 長 日程第3、議案第1号ないし第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第10号及び第11号に、12番、齊藤昇委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに、議案第1号ないし第9号について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号について説明いたします。

貞元地先の畑1筆、面積600平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望に応え譲渡しようとするもの。譲受人は申請地を借り受けて自家野菜の栽培を行っているが、今後も永続的に耕作を続けていくため取得しようとするものです。

許可基準として、譲受人は現在所有農地はありませんが、申請地については長年耕作を続けております。

農機具は、耕運機、草刈り機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

議案第2号について説明いたします。

杉谷地先の田1筆と畑1筆、合計面積1,517平方メートルを遺贈により所有権移転をする
ものです。

申請理由として、譲渡人は故人であります、生前に遺言書を作成しており、弟である譲
受人に当該農地を遺贈しようとするものです。

譲受人は、兄より遺贈を受け、農地を取得して耕作を行うとしております。

本事案は、民法上の特定遺贈にあたり法定相続人とはならない者、今回は弟さんになりま
すが、この方に対し遺言書により特定の財産を指定して遺贈しようとするものです。この遺
贈しようとする財産に農地が含まれる場合、遺贈を受ける人は農地法の許可を得なければ
なりません。

許可基準として、譲受人は、462平方メートルの所有農地と今回の申請地において家庭菜
園として長年耕作を続けております。

農機具は、トラクター、耕運機等を所有しております。

農作業従事日数は、2名で330日と申告しており、資格等については問題ないと思われ
ます。

続きまして、議案第3号及び第4号については、譲受人が同一のため一括で説明します。

議案第3号につきましては、上湯江地先の田3筆、議案第4号につきましては、上湯江地
先の畑1筆、下湯江地先の田4筆および畑4筆。

合計面積は、1万303平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人につきましては、両件とも相続を受けたが耕作が困難なため譲渡
するもの。譲受人は要望を受け取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は自作、借入を含め12万7,000平米を超える経営面積があり、農
機具は、トラクターに田植え機、コンバイン等を所有しております。

農作業従事日数は、1名で300日と申告しており、資格等については問題ないと思いま
す。

続きまして、議案第5号について説明します。

下湯江地先の田1筆、面積1,317平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は相続を受けたが耕作が困難なため譲渡するもの。譲受人は自己
所有農地の隣地であるため取得して、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は3,000平米近くの経営面積があり、農機具は、トラクター、耕運機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で160日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第6号について説明します。

平田地先の田1筆、面積531平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由として、譲渡人は高齢および市外在住で耕作困難なため譲渡するもの。譲受人は要望を受け取得して、経営規模の拡大を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万2,000平米を超える経営規模があります。

農機具は、トラクター、田植え機、乾燥機等を所有しています。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第7号について説明します。

浦田地先の田5筆、合計面積2,015平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢のため離農したく譲り渡すもの。譲受人は自宅隣地の農地を取得して、自家野菜等の栽培を行いたいとしております。

許可基準として、農機具は、耕運機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で400日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

議案第8号について説明します。

浦田地先の田3筆、面積2,224平方メートルの賃貸借権の設定であります。

申請理由として、譲渡人は要望に応え貸し付けるもの。譲受人は、水稻栽培を行いたく通作可能な農地を探していたところ、適地の紹介を受けることができたので借り受けたいということです。譲受人は都内在住ですが、農業従事に関心が高く、現在本市の農業者より技術指導を受けている。また、睦沢町において農地を借入れ耕作しており、同農業委員会の耕作証明が添付されております。

農機具は、耕運機を所有しております。その他必要な機具は、指導を受けている農業者から借り受けるとのことです。

農作業従事日数は、1名で150日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

議案第9号について説明します。

笹地先の田2筆及び畑2筆、合計面積4,319平方メートルを贈与により所有権移転をするものです。

申請理由として、申請地は、譲渡人と譲受人がそれぞれ持分2分の1の共有地となっておりますが、譲渡人は長年耕作、維持管理をお願いしている譲受人に持分を贈与したい。譲受人は贈与を受け、経営の安定化を図りたいとしております。

許可基準として、譲受人は1万2,000平米を超える農地を所有しております。

農機具は、草刈り機、耕運機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で延べ300日と申告しており、資格等については問題ないと思われれます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第1号について、私から報告いたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

地図に記載がありませんけれども、JAのマークの反対側が味楽園さだもとなります。その前の通りを貞元橋方向に向かい、橋を渡って300メートルほど行って左折して、100メートルほど行った右側が申請地になります。

11月28日に代理人と現地確認を行いました。

申請地は、既に譲受人が譲渡人から借りて、家庭菜園として耕作していました。

譲渡人は、有機農地を有効活用するために貸していたということです。

特に問題ないと思われれます。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第2号について、私から報告いたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

地図の右側にある太い道路が国道127号線になります。127号線を館山方面に向かい、常代交差点があるのですが、その次の交差点を右折して1キロメートルほど行った左側が申請地になります。

11月23日に譲受人と現地確認を行いました。

先ほど話がありましたが、譲受人と譲渡人はきょうだい関係で、譲渡人のお兄さんが亡くなって、遺言により譲受人が取得するという形になったそうです。譲受人と話したのですが、今後畑として耕作していくというふうに言われていました。

特にこれも問題ないと思います。御審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第3号について説明します。

第4号もいっぱいあるので、第3号だけ、とりあえず説明します。

第3号は、地図別冊3ページを御覧ください。

地図の右側の貞元の表記があるところが、貞元コミュニティセンターになります。その前の通りを富津方面に向かい、500メートルほど行って左折し、さらに500メートルほど行った右側が、まず3,000平米近くの1筆になります。さらにその先の300メートルほど行って、左折して200メートルほど行った右側に2筆あります。

11月26日に譲受人と現地調査を行いました。

先ほどの3,000平米近くの筆については、休耕状態だということと言われておりました。これは、来年から譲受人が水稲耕作するつもりだというふうに言われておりました。残りの2筆は、今まで譲受人が借りて、水稲を耕作していたということで、特に問題はないと思われます。

続きまして、議案第4号ですけれども、申請場所は別冊の4ページから7ページになります。

まず、別冊4ページのところが、上湯江の大中地先の畑になります。

5ページが下湯江の中割地先の田んぼになります。

5ページのところは、地図のファミリーマートの先を右に入れて、200メートルほど行って左折した左側が申請地になります。

地図の6ページについては、下湯江の上谷方の田んぼ2筆、畑4筆になります。法巖寺への通りを富津方面に向かい、300メートルほど行った右側に固まっています。

次の地図の7ページですが、議案第4号の表記があるところが、下湯江の稲荷前地先の田んぼになります。先ほどの地図の5ページのファミリーマートの先を右に入った道をそのまま道なりに進むとこの地図の7ページのところに出てきます。その道をさらに300メートルほど進んで左折して、300メートルほど行ったところが、議案第4号の稲荷前地先の田んぼです。

11月26日に譲受人と現地確認を行いました。

この譲受人は、下湯江、上湯江で多くの田んぼと畑を借りて耕作している人で、そんな中で、やはり高齢の地主さんとかから田んぼとかを買ってほしいというふうに言われて、大分購入しているという方です。

議案第4号の田んぼは、ほとんど水稻として耕作するそうなのですが、この上谷方のところは、自分の家に近いので畑として耕作するというふうに言われておりました。

特に問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

最後に、議案第5号について説明します。

申請場所は、別冊7ページを御覧ください。

先ほどの議案第4号のほうで説明しましたが、地図5ページのファミリーマートの先を右に入った道をこのまま道なりに進むと、地図7ページの議案第5号の表記の道につながります。ファミリーマートに入ってからおよそ700メートルから800メートル行ったところが申請地になります。

同じく11月26日に譲受人と現地確認を行いました。

現地は水稻耕作されており、譲受人は個人事業主で、農業と兼業という形になるそうです。水稻耕作する予定だと言われておりました。

特に問題はないと思ひます。御審議よろしくお願ひします。

続きまして、議案第6号について、7番、石和田委員からお願ひします。

石和田委員 7番、石和田です。

議案第6号について御説明いたします。

申請理由につきましては、事務局の説明のとおりであります。

現地ですが、議案別冊の10ページを御覧ください。

旧秋元小学校おらがわ先の交差点を右折し、植畑方面へ1キロほど下り、平田公会堂に向けて左折し、200メートルほど先に申請地があります。

11月22日譲受人と現地確認を行いました。

所有者が県外に住んでいるため、管理ができていなかったようですが、現況は伐採、除草が行われ、管理されています。再来年を目途に、隣接する自己所有農地と一枚にして、耕作を行う予定になります。

譲受人は機械もそろっており、取得に対して特に問題はないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第7号について、12番、長谷川委員からお願ひします。

長谷川委員 議案第7号、詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

場所については、9ページを御覧ください。

ちょっと分かりづらいと思うのですけれども、国道410号線、今は千葉鴨川線になっていますけれども、久留里神社の手前、ちょうど410と書いてある1つ手前なのですけれども、そこから左折しまして、城山の下のほうに向かいます。700メートルくらいのところの右側のところにあります。

11月22日、代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、休耕地であるけれども草刈り等をして管理をしております。高齢により譲渡したいということで、譲受人は自宅の周辺であって、耕運機等を持っておりまして、自宅消費の野菜を栽培したいということです。それと、羊を2匹飼ってまして、羊の餌場にも一部したいということを言っているということです。

不許可の要件に当てはまることはないと思いますが、特に問題はないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第8号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第8号について、詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。

場所につきましては、10ページの久留里街道、イチハラ板金のところを鴨川に向かいまして、ちょっと先を400メートルくらい行った左側にあります。

11月22日、譲受人と現地確認を行いました。

譲渡人は、耕作をせず維持管理を行っております。譲受人は睦沢町のほうで賃貸による稲作の耕作をしておりました。久留里地区の方の御指導を受けてやっているということで、耕作地を増やすために賃貸で稲作を栽培したいということでした。

不許可の要件に当たるものはないと思いますので、特に問題ないと思われま。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、議案第9号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 14番、石井です。議案番号第9番につきまして、現地確認の説明をいたします。

申請内容につきましては、先ほど事務局よりの説明のとおりでございます。

申請地につきましては、別冊の11ページを御覧いただきたいと思ひます。

まず、君津市の市内から向かうと、房総スカイラインを経由して片倉の信号を出ますと、県道24号線、千葉鴨川線なのですけれども、これを鴨川方面に向かいまして5分ほど走る、5分もかからないけれども、右側にきみつふるさと物産館がありまして、そこから500メー

トルぐらい進むと、もとよしレンタルボート、ボート屋さんがあります。そこを右側に入り、100メートルぐらい行ったところが申請地の2か所になります。

草刈り等はしてありまして、一部野菜等を耕作はしていますが、その他については休耕地となっております。

譲渡人、譲受人の共有地、先ほども説明があったように、2分の1ずつの共有地となっております。長年譲受人のほうで管理をしておりまして、また、譲受人は、すぐ近くに居住しておりまして、譲渡人のほうは地区外に居住しておりますので、今回の持分を贈与したいということで11月19日に譲受人の方と現地を確認をいたしました。

近隣等につきましても、特に問題はない場所でございます。その辺に民家があるのは、譲受人の自宅さんが1件あるだけということで、あまり問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま議案第1号ないし議案第9号まで、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

次に、議案第10号及び第11号について、12番、齊藤昇委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(12番 齊藤昇委員 退室)

議長 長 それでは、議案第10号及び第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号及び議案第11号については、譲受人同一のため一括にて説明いたします。

土地の所在は、議案第10号については、西原地先の田2筆、山本地先の田1筆と畑1筆、議案第11号については、上新田地先の田1筆、俵田地先の田2筆となります。合計面積8,484平方メートルを売買により所有権移転をするものです。

申請理由ですが、譲渡人はそれぞれ高齢となり、耕作ができなくなり、規模縮小のため譲渡しようとするもの。譲受人は、譲渡人の要望に応え取得し、経営規模の拡大を図るとしております。

許可基準として、譲受人は現在所有、借入れを含め、12万5,000平米を超える経営面積があります。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しています。

農作業従事日数は、2名で300日と申告しており、資格等については問題ないと思われま

す。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第10号及び第11号について、一括して11番 重田忠男委員からお願いします。

重田委員 11番の重田です。

議案第10号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明が、別冊の12ページを開いていただきたいと思います。

新410号線を久留里方面から馬來田方面に向かい、ちょっとこの辺地図に載っていないのですが、味楽団の直売所の信号から500メートル先の田んぼと畑ですが、現地確認は、11月23日に譲受人と申請内容について確認いたしました。譲渡人は高齢のため、耕作できないと。譲受人は規模拡大のため。

農機具は、トラクター4台、耕運機1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、所有権移転に特に問題はないと思われま

すので、御審議のほどよろしくお願

いします。

続きまして、議案第11号について説明いたします。

詳細は、ただいま事務局より説明があ

ったとおりです。

現地の説明は、別冊の13ページを開いて

いただきたいと思

います。

旧410号線を馬來田から久留里方面に向かい、俵田駅前の信号を30メートル先に、左に6メートル先の田んぼでした。あと2筆の田んぼは北側にあり、いずれも耕作をしてお

た。

現地確認は、11月23日に申請内容について確認いたしました。

譲渡人は、高齢のため耕作をできない。規模縮小のためということでした。譲受人は、農業経営の規模を拡大するため、所有権移転に特に問題ないと思われまますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいま議案第10号及び議案第11号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願ひします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

ここで、12番、齊藤昇委員の入室を認めます。

(12番 齊藤昇委員 入室)

◎議案第12号、第13号、第15号及び第16号

議長 日程第4、議案第12号、第13号、第15号及び第16号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案書にあります議案第14号につきましては、本日、申請者より取下げの申出がありましたので、議題から省きます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第12号及び第13号について、関連しますので一括して御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

東栗倉地先の田2筆、合計面積1,523平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は、都市計画区域外で農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に太陽光パネル60枚ずつ、合計120枚を設置したいとのことです。

敷地は軽く整地するのみで、埋立て等はいりません。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。住宅も近くに無く、道路も一般車両の通行もほとんどありませんが、安全を十分に確保して工事を実施します。

発電施設周囲の安全に配慮し、フェンスを設置します。隣接する農地はありません。パネルの配置や角度等を考慮し、周辺への影響を抑える努力をしております。また、配線についても絶縁パイプに入れて埋設します。

議案第15号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

浦田地先の田1筆、面積555平方メートルを所有権移転により駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第1種農地相当の農振農用地となります。本来、第1種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第35条第5号において、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない拡張であれば認められております。

本件は、譲受人が所有する隣接している寺の駐車場として使用するものであり、申請地は寺の面積の2分の1未満の面積であることから、認められるものです。碎石敷の整地であり、周辺農地に通風、日照等で営農を阻害しないように考慮します。用水は使用せず、排水は雨水だけで自然浸透です。北側が南側より低い土地のため、北側、西側、東側の周囲を20センチメートル程度の盛土で囲い、土砂等が流出しないようにします。

議案第16号について御説明いたします。

愛宕地先の畑1筆、面積5,566平方メートルを所有権移転により植林地に転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請地に高さ約70センチメートルの早生桐を約280本、4メートル間隔で植樹します。

申請地は、埋立て等を行わず、整地と周囲に流出防止用の高さ15センチメートル程度の盛土を行う予定です。用水はありません。排水は雨水だけで自然浸透です。雑排水はありません。日照、通風への影響は、周囲にある植林木と同程度の高さで育成管理を行うので、影響はありません。土砂等の流出防止策として、申請地の中央部を周辺より約10センチメートル程度低く傾斜を設けることで、隣接地への雨水流出を防ぎます。

以上です。

議長 長 ただいま事務局説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果の報告を行います。

議案第12号及び第13号について、一括して8番、重田弘巳委員からお願いします。

重田委員 8番、重田です。

議案第12号、第13号については、譲受人が同一ということで、一括で説明をさせていただきますと思います。

まず、申請内容の詳細につきましては、先ほど事務局の説明のとおりでございます。

場所につきましては、別冊の14ページを御覧いただきたいと思います。

国道465号線の東栗倉の交差点、そこから300メートルほど行ったところから左に500メートルくらい行った場所になります。

そちらで、11月21日に譲渡人とこの太陽光発電施設建設についての現地確認を行いました。

譲渡人が本物件を売却する理由というところで、兩名の土地については隣接をしております。また、兩名とも自宅から遠く、山林に囲まれた土地で、その土地の隣接については既に太陽光発電の施設がもうできておりました。

今まで草刈り等の管理をしておったということでございますけれども、兩名とも高齢となりまして、後継者もないということで、これまでどおりの管理ができなくなるのが将来予想されるということで、売却するというところで決めたそうでございます。

また、本件の土地は使用道路から奥まった山間地にあり、耕作している圃場もございません。また、民家もなく、周辺への影響は考えづらいということなどから、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 長 続きまして、議案第15号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第15号について、詳細につきましては、先ほど事務局の説明のとおりです。

場所は、17ページ、国道化になった久留里街道、千葉鴨川線ですね、久留里方面から、駅のほうから鴨川に向かいまして、久留里神社の先を左折して、150メートルくらい入ったところの右側にあります。ここには書いていないのですが、お寺の一部で、分かると思います。

ここにつきましては、11月25日に代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は、耕作せずに維持管理を行っています。以前、この土地を譲受人等が賃貸により、駐車場等で一時転用を行ったところがございます。行事が終わりまして、檀家の方から引き続き駐車場等をというような話を言っていたらしくて、今回の話しになり、駐車場として使用して転用したいというようなことでした。

不許可の要件はないと思われまますので、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 続きまして、議案第16号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 議案第16号、詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

場所については、17ページの国道410号線、木更津から鴨川に向かいまして、向郷の交差点を右折しまして、300メートル先を君津方面に向かいまして、かずさ自動車教習所のところをまた450メートルほど行ったところのその前にあります。

11月25日、代理人と現地を確認もらいました。

譲渡人については、共有地ということで維持管理を行っております。

譲受人は、土地の採取や緑化植林、苗木の栽培などを行っております。早生の桐を植林して販売したいとのことでした。

不許可の要件に当たるものはないと思われまますので、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま議案第12号、第13号、第15号及び第16号について、事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。
続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第17号

議長 日程第5、議案第17号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案（令和7年12月）についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号 令和7年度農用地利用集積等促進計画案について説明いたします。

このたび、君津市長より、農用地利用集積等促進計画案を策定したので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求める依頼がありました。

お手元の議案書、8ページをお開きください。

今回、一括契約に基づく促進計画案の件数及び契約面積につきましては、君津地区が4件、田9筆、契約面積は1万2,792平方メートル。小糸地区が2件、田15筆、契約面積は2万1,416平方メートル。小櫃地区が6件、田19筆、契約面積は1万9,897平方メートルとなっております。

個別の案件につきましては、議案書の9ページから16ページに記載されております。

なお、今回の農用地利用集積等促進計画案の策定にあたりまして、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可基準要件を満たしていると判断しているとのことでございます。

以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、意見はないものと決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案について意見はないものとして、市長に回答いたします。

◎報告第1号ないし報告第15号

議 長 日程第6、報告第1号ないし第15号について。

報告第1号ないし第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

報告第4号ないし第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第15号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見もありませんので、報告第1号ないし第15号を終わります。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年第12回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和8年第1回農業委員会総会は、令和8年1月7日水曜日に市役所5階大会議室にて、午後2時から開催する予定でありますので、よろしく願います。

(午後4時44分)